

## 令和5年度 加古川市鳥獣被害防止総合対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野生鳥獣による農作物等の被害防止を目的とした総合的な取組みを支援するため、予算の範囲内において、鳥獣被害防止総合対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して、加古川市補助金等交付規則（昭和61年12月1日規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲、補助率及び額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者は、令和5年度加古川市鳥獣被害防止総合対策事業補助金交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(概算払)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、規則第6条の規定により決定された補助金の額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、令和5年度加古川市鳥獣被害防止総合対策事業補助金概算払請求書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 概算払を受けた補助事業者は、事業が完了したときは、規則第14条に基づく事業実績報告を行い、補助金の精算を行わなければならない。

4 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を概算払により交付しているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月5日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

【別表】（第2条関係）

|         |         |                       |  |  |
|---------|---------|-----------------------|--|--|
| 補助金等の種類 | 性質      | 事業費補助                 |  |  |
|         | 目的      | 野生鳥獣による農作物等の被害を防止するため |  |  |
| 補助金等の範囲 | 対象となる者  | 加古川市鳥獣被害防止対策協議会       |  |  |
|         | 対象となる経費 | 鳥獣被害防止施設整備に要する経費      |  |  |
| 補助金の補助率 | 補助率     | 100%                  |  |  |
| 補助金の額   | 額       |                       | 野生動物侵入防止柵  | 傷害保険   |
|         |         | 補助基準単価                | 1,805円/m（税込み）<br>ただし、実際に整備に要した単価が上記単価を下回る場合、実際に整備に要した単価を補助基準単価とする。 | 500円（1人につき）<br>ただし、実際に加入に要した単価が上記単価を下回る場合、実際に加入に要した単価を補助基準単価とする。 |
|         |         | 補助上限額                 | 5,250,000円   | 240,000円   |